

神奈川県介護予防事業市町村支援委員会の設置及び運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県介護予防事業市町村支援委員会（以下「介護予防委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的及び設置)

第2条 介護予防委員会は、市町村における介護予防関連事業の効果的、効率的な実施を支援することを目的として設置する。

(所掌事項)

第3条 介護予防委員会は、次に掲げる事項について、調査及び検討を行い、その結果を県に報告するものとする。

- (1) 介護予防の普及啓発に関すること
- (2) 介護予防関連事業に従事する人材の確保及び資質の向上に関すること
- (3) 介護予防関連事業の事業評価に関すること
- (4) その他介護予防関連事業の適切な実施に必要な事項に関すること
- (5) 高齢者相談・見守り支援事業に係る事業者の選定に関すること

(構成員等)

第4条 委員会は、委員20人以内とし、次に掲げる者で構成する。

- | | |
|------------------|------|
| (1) 学識経験者 | 5名以内 |
| (2) 医療関係者 | 5名以内 |
| (3) 福祉関係者 | 2名以内 |
| (4) 市町村職員 | 3名以内 |
| (5) 地域包括支援センター職員 | 1名 |
| (6) 地域団体関係者 | 1名 |
| (7) 保健福祉事務所職 | 1名 |
| (8) 公募による県民 | 2名以内 |

なお、第2号の医療関係者には、次に掲げる者を含めるものとする。

- ア 公益社団法人神奈川県医師会理事（介護保険・地域包括ケア担当）
- イ 公益社団法人神奈川県歯科医師会常任理事（地域保健（スペシャルニーズ担当））

また、第4号の市町村職員には、次に掲げる者を含めるものとする。

- ア 神奈川県市長会会长市高齢者保健福祉計画主管課長
- イ 神奈川県町村会会长町村高齢者保健福祉計画主管課長

2 委員は、別に設置するかながらわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会（以下「計画評価委員会」という。）の委員を兼任するものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、令和9年3月31日までとし、再任を妨げない。なお、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 介護予防委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、計画評価委員会の委員長を兼任し、副委員長は、計画評価委員会の副委員長を兼任する。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により定めるものとし、任期は、特に定めのない限り各委員としての任期になる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 介護予防委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 介護予防委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 介護予防委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(部会)

第8条 第2条の所掌事項の円滑な協議を図るため、介護予防委員会に部会を設置する。

2 その他部会の運営に必要な事項は別に定める。

(意見の聴取)

第9条 介護予防委員会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、介護予防委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課において処理する。

附 則

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月18日から施行する。